最終更新日：2017年7月3日
株式会社コメダホールディングス
代表取締役社長 臼井　興胤
問合せ先：管理本部　総務部　052-936-8880
証券コード：3543
http://www.komeda-holdings.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりです。
当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーと良好な関係を保ち、企業として社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。また企業価値を増大させることは、コーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。このため、法令遵守体制の確立、実効性のある内部統制システムの構築、経営の客観性と迅速な意思決定の確保を主な課題として取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2④】
当社の株主の大多数が日本人若しくは日本法人で、外国法人等の比率（日本国内に代理人を置く持ち分を除く。）が相対的に低いため、業務効率面から未実施と致しますが、外国法人等の持ち分が20%を超えた段階で議決権行使を可能とするための環境づくり（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を実施する方針であります。

【補充原則3－1②】
当社の株主の大多数が日本人若しくは日本法人で、外国法人等の比率（日本国内に代理人を置く持ち分を除く。）が相対的に低いため、業務効率面から英語での情報開示・提供は未実施と致しますが、外国法人等の持ち分が20%を超えた段階で実施する方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4】
政策保有株式としての上場株式は保有致しません。

【原則1－7】
当社は、役員や主要株主等との取引を行う場合には、取締役会において監査等委員からの意見を求め審議したうえ、取締役会の承認を得ることとしております。また、その利益相反取引の状況等については、適宜取締役会での承認を得ております。さらには、これらの関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法・金融商品取引法等の関連する法令や証券取引所が定める規則に従って開示します。

【原則3－1】
(i) 当社は、経営理念・経営戦略を自社ホームページ上にて公表しております。以下のＵＲＬをご参照ください。
http://www.komeda-holdings.co.jp/
(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「Ⅰ．1．基本的な考え方」に記載しております。
(iii) 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の報酬額の決定に関する方針及び手続きについては、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、各取締役の役割、貢献度及び業績等を勘案し、取締役会で審議の上決定しております。また、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）の報酬額の決定に関する方針及び手続きについては、株主総会の決議による監査等委員の報酬総額の限度内で、常勤及び非常勤の別、監査業務を勘案し、監査等委員会で協議の上決定しております。
(iv) 取締役・監査等委員候補の指名及び執行役員等の選定については、各人がその役割・責務を適切に果たし、当社グループ事業の経営課に的確に対応しうる最適な体制となるよう、個々人の経験・識見・専門性はもとより、取締役会や監査等委員会全体としての規模やそれを構成する候補者のバランス（社外役員の員数を含む）を考慮することを方針としております。
(v) 個々の選任・指名の説明について、取締役及び監査等委員候補者の個々の略歴については、定時株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。選任理由については、定時株主総会招集通知を参照ください。

【補充原則4－1①】
法令、社内規則等で取締役会決議事項と定められているもの以外は、取締役等に委任しております。

【原則4－8】
当社は、客観的かつ広範囲で高度な視野から当社の経営企業活動に対する監督機能を働かせるよう、2名の独立社外取締役を選任しております。

【原則4－9】
本報告書Ⅱ－1［独立役員関係］その他独立役員に関する事項に、独立性判断基準を記載致しております。

【補充原則4－11①】
取締役会は、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を取締役候補に指名し、株主総会で選任することで、取締役会の多様性及び全体としての知識・経験・能力のバランスが当社にとって最適な形で確保されるよう努めています。
取締役の選任に関する方針・手続については、原則3－1(iv)への対応に記載のとおりであります。

【補充原則4－11②】
有価証券報告書の役員の状況の記載欄に、その兼任状況について記載致しております。

【補充原則4－11③】
当社は取締役会の実効性を分析・評価するため、2017年2月に取締役7名（社外取締役及び監査等委員を含む）による無記名のアンケートを実施しました。アンケートは、1）取締役会の構成、2）取締役会の運営、及び3）取締役会の議題の3つで構成されております。アンケート結果を監査等委員会で分析し、取締役会にて実効性に関する議論・評価を行いました。結果の概要は次のとおりです。
運営・議題については概ね適切であり、各議題において事前の資料提供や当日の活発な意見交換を通じて十分な審議が行われております。但し、社外取締役より取締役会の実効性をさらに向上させるためには、社外取締役に対する情報提供の充実に不断に取り組むことが重要であるとの意見がありました。
また、取締役会の構成については女性取締役がいないことが課題と考えているため、名古屋市出身でコメダ珈琲店にもなじみが深く、コンサルティング会社において中小企業政策や産業政策に係る研究をされ、国及び自治体の各種委員会で活躍されております吉本陽子氏を補欠の監査等委員として選任いたしました。
上記の監査等委員会及び取締役会による分析結果を踏まえ、当社の取締役会は十分な審議の上で意思決定がされており、業務執行に対する監督も有効に機能していると判断しました。

【補充原則4－14②】
取締役がその機能を十分に果たすことを可能とするため、必要な知識を習得できるよう、外部機関の研修等を利用し、適宜機会を提供することとしております。また、取締役（監査等委員を含む）を対象に、独立社外取締役である弁護士よりコンプライアンス研修を実施しております。

【原則5－1】
当社は、株主との建設的な対話を促進するために、次の取組みを行っています。
(i) 株主総会のほか、個別面談や説明会等の機会を通じて、合理的な範囲で株主との対話の一層の充実に取り組みます。
(ii) 対話で得られた意見を取締役（監査等委員含む）及び社内関係者にフィードバックし、企業活動に適切に反映するよう努めます。
(iii) 株主との対話全般を統括し、IRに責任をもつ担当役員及びIR専門部署を設置し、適時・適切な企業情報の開示及び株主との対話を推進します。
(iv) インサイダー取引防止に関する諸規程を策定のうえ、管理の徹底を図っております。また、決算発表前の一定の期間はサイレント期間と定め、株主・投資家の皆様との対話・取材を制限しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
MBKP III Limited	13,749,300	31.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,353,100	3.06
THE CHASE MANHATTAN BANK385036	1,327,400	3.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	829,000	1.88
JP MORGAN CHASE BANK 385151	355,300	0.80
NORTHERN TRUST CO.（AVFC）RE FIDELITY FUNDS	297,400	0.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	281,900	0.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	281,200	0.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口3）	278,200	0.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	274,100	0.62

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	2 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石川　恭久	弁護士											
中浜　明光	公認会計士											
吉本　陽子	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川　恭久	○	○	―――	当社グループの元監査役及び監査委員であり当社業務に関する理解も深く、また弁護士としての豊富な経験や見識を活かし、監査等委員としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。 なお、当社との利害関係は一切ありません。
中浜　明光	○	○	―――	公認会計士であり、豊富な経験や見識を活かし、監査等委員としての職務を適切に遂行していただけると判断いたしました。 なお、当社との利害関係は一切ありません。

吉本　陽子	○	○	―――	コンサルティング会社において中小企業政策や産業政策に係る研究をされており、国及び自治体の各種委員会で活躍されております。また同氏は、名古屋市出身でありコメダ珈琲店にもなじみが深く、上記の高い経験・見識とあわせ、当社取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化等に貢献していただけると判断いたしました。 なお、当社との利害関係は一切ありません

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、内部統制システムを利用して組織的に監査活動を行っており、その職務を補助すべき使用人として内部監査室を選任し、内部監査室に対する直接の指揮命令権を有しております。
補助使用人である内部監査室は、監査等委員会の専任の使用人ではなく、社長からの指示に基づき内部監査を実施しておりますが、社長からの指示と監査等委員会からの指示が異なる場合には、監査等委員会の指示を優先します。
また、監査等委員以外の取締役等からの独立性を確保するために、当該補助使用人の任命、人事異動（異動先を含む。）・人事評価・懲戒処分等については、監査等委員会の同意を必要としております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。
監査等委員、内部監査室及び会計監査人は、必要に応じ随時情報交換を行い、相互の連携を高め、会社業務の適法性・妥当性の確保に万全を期しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
また、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、下記の項目のいずれにも該当しないと判断される場合には、独立性を有しているとみなしております。

1.当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」とする。）の業務執行者※1
2.当社グループの大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接・間接的に保有している者および企業等）またはその業務執行者
3.当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接・間接的に保有している企業等またはその業務執行者
4.当社グループの主要な取引先※2またはその業務執行者
5.当社グループを主要とする取引先※3またはその業務執行者
6.当社グループの会計監査人又はその社員等として当社グループの監査業務を担当している者
7.当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産※4を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
8.当社グループから多額の金銭その他の財産※4による寄付を受けている者または寄付を受けている法人・団体等の業務執行者
9.当社グループから取締役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
10.過去3年間において、上記2～9に該当していた者

11.上記1～10に該当する者（重要な地位にある者※5）の近親者等※6

※1業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、その他の使用人等で過去10年間に当社グループに所属したことがある者をいう。
※2当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている取引先、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している取引先をいう。
※3当社グループを主要とする取引先とは、直近事業年度におけるその取引先の年間連結売上高の10%以上の支払いを当社から受けた取引先をいう。
※4多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円以上の金額その他の財産上の利益をいう。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう。）寄付の場合も1,000万円以上の金額その他の財産上の利益をいう。
※5重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び部長職以上の管理職にある使用人。
※6近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めるため。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社グループ取締役並びに当社グループ従業員にストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

以下、2017年2月期の実績であります。
取締役3名　報酬等の総額：163,604千円
（うち基本報酬127,635千円、ストックオプション19,969千円、賞与16,000千円）
監査等委員2名　報酬等の総額：18,321千円
（うち基本報酬17,237千円、ストックオプション1,084千円）
監査役1名　報酬等の総額：1,248千円
（うち基本報酬1,150千円、ストックオプション98千円）
なお、当社は2016年4月1日付で監査等委員会設置会社に移行しました。監査役に対する支給額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する支給額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬の額については、株主総会の決議により、取締役及び監査等委員それぞれの報酬等の限度額を定めております。各取締役の報酬額は、企業業績、関連業界の他社の報酬といった定量的な要素に加え、各取締役の経営能力、功績、貢献度等の定性的な要素も考慮して取締役会で決定しております。各監査等委員の報酬額は、常勤及び非常勤の別、監査業務を勘案し監査等委員会で決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役(監査等委員)に必要な情報を的確に提供するため、内部監査室内に担当者を選任しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役3名、うち監査等委員3名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。また、社外取締役を招聘し、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能にする体制作りを推進しております。さらに、業務執行取締役は週次で当社グループの各本部とミーティングを行い、月次で各本部の業務進捗を確認し、取締役会から全従業員に至るまでの双方向の意思疎通を図る体制を構築しております。
また、当社は取締役の責任限定契約と責任免除につき下記のとおり定めております。
当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項及び定款第29条第2項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締

結しており、非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。
当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。
監査等委員会は社外取締役3名で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外取締役中浜明光は公認会計士、社外取締役石川恭久は弁護士であり、それぞれ財務及び会計、法務に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告収受等法律の権利行使をしております。また、内部監査室にて監査等委員会の職務を補助しており、内部監査室とは情報交換等を行い、相互に連携して内部統制システムの強化を推進しております。また、内部統制システムを活用して組織的に監査活動を行うために、監査等委員会は内部監査室に直接の指示を出し、内部監査室から報告を受けております。なお、社長からの指示と監査等委員会からの指示が異なる場合には、監査等委員会の指示を優先します。
内部監査室長は、社長の承認を得た内部監査計画書に基づき、当社グループ各部門の業務全般を監査しております。内部監査結果については、内部監査終了後、被監査部門長（現場長）へ事実確認を行い、その場で内部監査結果について被監査部門長へ報告した後、内部監査報告書を作成し、社長に報告しております。改善点については、改善指示として、社長名にて被監査部門へ改善計画の提出を求め、業務改善を行っております。
会計監査人につきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、独立した公正な立場から、会計の監査を受けるとともに、随時相談、意見交換を行っております。なお、当社と新日本有限責任監査法人及び業務を執行した公認会計士との間には特別な利害関係はありません。
上記のほか、当社のリスク管理体制に関しましては、様々なリスクを一元的に俯瞰することで、リスクの洗い出し、評価、予防を行い、またリスクが顕在化した場合は迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限にくい止め、再発を防止し当社の企業価値を保全することと及び法令を遵守することを目的に「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を制定し、その運営は社長直轄のリスク対策委員会及びコンプライアンス委員会によって実施されております。
リスク対策委員会及びコンプライアンス委員会は、社長を委員長とし、委員長の選任した委員によって構成され、管理本部総務部を事務局としております。開催は、事務局が委員長に対して必要に応じて求める随時の開催の他に、四半期に1回定期開催しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に関わることにより、取締役会の監督機能の強化を図っております。また、複数の社外取締役の招聘や、リスク対策委員会、コンプライアンス委員会の設置により、取締役会の監督機能の強化と公正で透明性の高い経営の実現を図ることに加え、リスクマネジメント体制、コンプライアンス体制、内部監査体制を確立するとともに、これらの機関が相互連携することによって、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しているため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より1日早く発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算のため株主総会集中日に該当いたしません。
その他	招集通知については、TDnetや自社HPを活用し、電子的に公表を実施しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内にて基本方針等を開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け説明会の資料、動画を、当社ホームページ内に開示しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会（第2四半期、年度決算）を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	開催する予定はありません。	なし
IR資料のホームページ掲載	四半期決算開示とともに、決算説明資料等を当社ホームページ内に開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR部署を設置し、株主・投資家向けの活動を行っております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの経営理念を具現化するために「企業行動規範」を制定し、その中に各ステークホルダーの立場の尊重について明記しております。また、「企業行動規範」は当社ホームページに掲載し公開しております。 http://www.komeda-holdings.co.jp/company/governance.html
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社グループは、持続可能なお店づくりを意識し、初期コストをかけることにより20年以上の長期にわたりお店を維持できております。また、テーブル・床材等の再利用による「捨てない店舗」を実現しております。 さらに、トヨタ自動車株式会社及びKDDI株式会社と連携して、愛知県内の「ながらスマホ運転」事故防止プロジェクトに参画しました。 今後は植林プロジェクトやコーヒー豆・食材の調達に関するフェアトレードにも取り組んでまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業行動規範」内に、情報提供に係る方針として「企業情報を適時適切に開示し、透明性の高い経営を行う一方、社内情報管理に十分留意し、インサイダー取引や個人情報の漏洩を防止します。」と定めております。これらを確保する方策として、「インサイダー取引管理規程」や「個人情報保護管理規程」を制定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関しましては、法令・定款の遵守と、業務の効率性・適正性等の確保のため、以下の内部統制システムに関する基本方針を定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 原則として毎月1回、必要があるときは随時開催される取締役会において意思決定される重要な職務の執行に関する事項が、法令、定款及び取締役会規則等の社内規程に適合するよう、業務を執行しない社外取締役、監査等委員により監督を行う。
(2) 取締役は法令等の遵守と企業倫理の徹底は経営の原点であるとの認識のもと、コンプライアンス規程及び企業行動規範に基づき、取締役自らがコンプライアンスを積極的に推進する。
(3) 使用人に対しては、コンプライアンス規程の運用や研修システムなどを活用したコンプライアンス教育及び企業行動規範により、法令・企業倫理の遵守を徹底する。
(4) コンプライアンス規程に基づき、定期的に代表取締役直轄のコンプライアンス委員会を開催し、徹底すべき事項を特定の上、取締役及び使用人にコンプライアンスの教育・啓蒙を行う。
(5) 業務における適法・適正な手続・手順を明示した社内規程類を整備し運用する。
(6) 適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、内部監査室による監査を実施する。
(7) 内部通報制度として、コンプライアンス全般におけるヘルプラインを設置する。
(8) 当社は、コンプライアンス宣言において、反社会的又はこれらに類する団体や個人との関係を一切持たない旨定めている。また、反社会的勢力への対応マニュアルを定め、これに基づき、警察をはじめとする外部の専門機関との連携を図るなど、組織全体で速やかに対処する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び保存期間など管理方法を定めた文書管理規程、情報システムセキュリティ規程、その他の関連規程に則り、適切に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) リスク管理規程に基づき、定期的に代表取締役直轄のリスク対策委員会を開催し、管理本部が当社グループのリスクを網羅的に把握・管理する。また、管理本部は、各部署のリスク対策委員とともに対応策を検討し、リスクの最小化に努める。
(2) 内部監査室は、リスク防止の観点から、各部署のリスク管理状況に関する内部監査を行い、その結果を代表取締役・監査等委員会・リスク対策委員会に報告を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会が原則として毎月1回、必要があるときは随時開催されるほか、法令に従い書面にて取締役会決議を行うことができるものとする。
(2) 決裁権限規程によって各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。
(3) 中期経営計画の基礎である毎年度の基本的な経営方針・計画を軸とした計画・実施・統制評価のマネジメントサイクルを展開する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
1) 当社は、子会社を統括する本部を、関係会社管理規程で定め、これに基づき重要事項を承認又は報告を受理し、子会社の適正な管理を行う。
2) 当社は、子会社の決算、営業状況その他重要な業務執行状況について、当社取締役会において、定期的に報告を受ける。
(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他体制
1) リスク管理に関するリスク管理規程を子会社との共通規程として定め、当社グループ全体のリスクを網羅的に管理する態勢を構築する。
2) 当社内部監査室が、当社グループ全体を対象とした内部監査を実施する。
(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1) 中期経営計画等で定める当社グループの戦略に基づき、管理本部が中心となって子会社の管理・指導を行い、当社グループ全体の業務の効率化及び適正化を図る。
(4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1) コンプライアンス委員会で子会社のコンプライアンスに関する管理を行い、当社グループ全体のコンプライアンス態勢の確立を図る。
2) 子会社が適法・適正な業務執行を行っているかどうかを確認するため、内部監査室による監査を実施する。
3) 子会社の取締役及び使用人も利用できる当社グループ共通の内部通報制度として、ヘルプラインを設ける。

6． 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは、財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、財務報告の信頼性を確保する。

7． 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査等委員会がその職務の補助をすべき取締役（監査等委員を除く）及び使用人に関する体制並びに当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実行性の確保に関する事項
1) 監査等委員会の職務は、内部監査室においてこれを補助する。内部監査室の使用人の任命、人事異動（異動先を含む。）・人事評価・懲戒処分等については、監査等委員会の同意を得るものとし、取締役(監査等委員を除く)からの独立性を確保するものとする。
2) 内部監査室の使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に優先的に従うものとする。
3) 監査等委員会は、監査業務の補助に足る能力と知識を有する補助使用人を独自に置くことができる。
4) 補助使用人は、専任であることを要しないが、監査等委員会の指揮命令権を他より優先するとともに、当該補助使用人の任命、人事異動（異動先を含む。）・人事評価・懲戒処分等については、監査等委員会の同意を必要とする。
(2) 当社グループの取締役（監査等委員を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
1) 取締役会以外の重要な会議等についても、監査等委員が出席し意見を述べる機会を確保する。
2) 監査等委員は、必要に応じて、当社グループの重要情報を閲覧又は謄写し、取締役（監査等委員を除く。）及び使用人に対してその説明を求めることができる。
3) 取締役（監査等委員を除く。）及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、内部通報制度に基づく通報内容、その他監査等委員会が必要と認めた事項について監査等委員会に報告する。
4) 監査等委員会に報告を行った者又は内部通報システムに情報を提供した者に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わな

い。

5) 監査等委員会は、代表取締役、内部監査室及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換を行う。

(3) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行に係る費用を当社に対して請求した場合は、監査等委員の職務に必要でないと認められる場合を除き、当社は当該費用を負担する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、(社) 日本経済団体連合会が公表した「企業行動憲章　実行の手引き (第6版)」(2010年9月) 及び「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(2007年6月　犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ) を基本理念として尊重し、これらに沿って体制を構築して運用しております。当企業集団における方針等については、コメダグループ「企業行動規範」におきまして、反社会的勢力とは一切関係を持たない旨記載しており、主要な社内会議等において、折に触れ注意を促しております。また、反社会的勢力への対応マニュアルを整備しているほか、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合は、担当部署が情報を一元管理し、所轄警察署・顧問弁護士への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整えております。

その他、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、役員、管理関係部署の社員を中心に積極的に参加しており、意識の徹底とともに情報収集にも努めております。

また、万一に備えて、所轄警察署の相談窓口との関係強化や顧問弁護士のシミュレーションを通じた緊急体制の構築を実施しているのに加え、(財) 暴力追放愛知県民会議に加入しており連携体制の強化も行っております。

取引先のチェックに関しましては、新規取引先の場合、新規取引開始時に取引先であれば個人を、法人であればその企業・代表者についてインターネット及び日経テレコンにて検索する方法を基本とし、懸念が残る場合には、経営管理本部長へ報告するとともに、外部機関 (警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士会等) へ照会・相談を行う体制としております。また、金融機関や取引先等からも風評等を収集しております。既存取引先の場合、取引総額の1%以上あれば年に1回、1%未満であれば2年に1回、取引先が個人であれば個人を、法人であればその企業・代表者についてインターネット及び日経テレコンにて検索する方法を基本とし、懸念が残る場合には、経営管理本部長へ報告するとともに、外部機関 (警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士会等) へ照会・相談を行う体制としております。また、金融機関や取引先等からも風評等を収集しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

（当社の企業統治体制図）

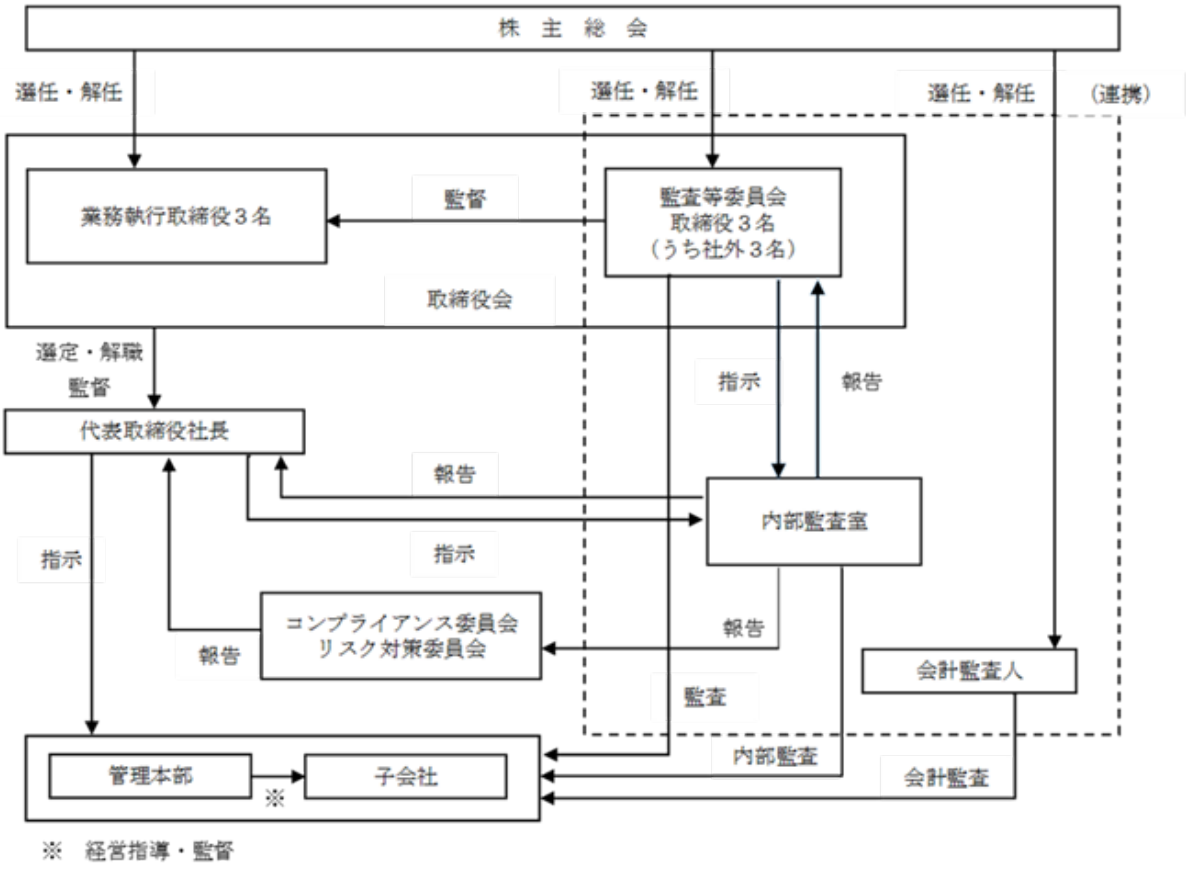

※　経営指導・監督

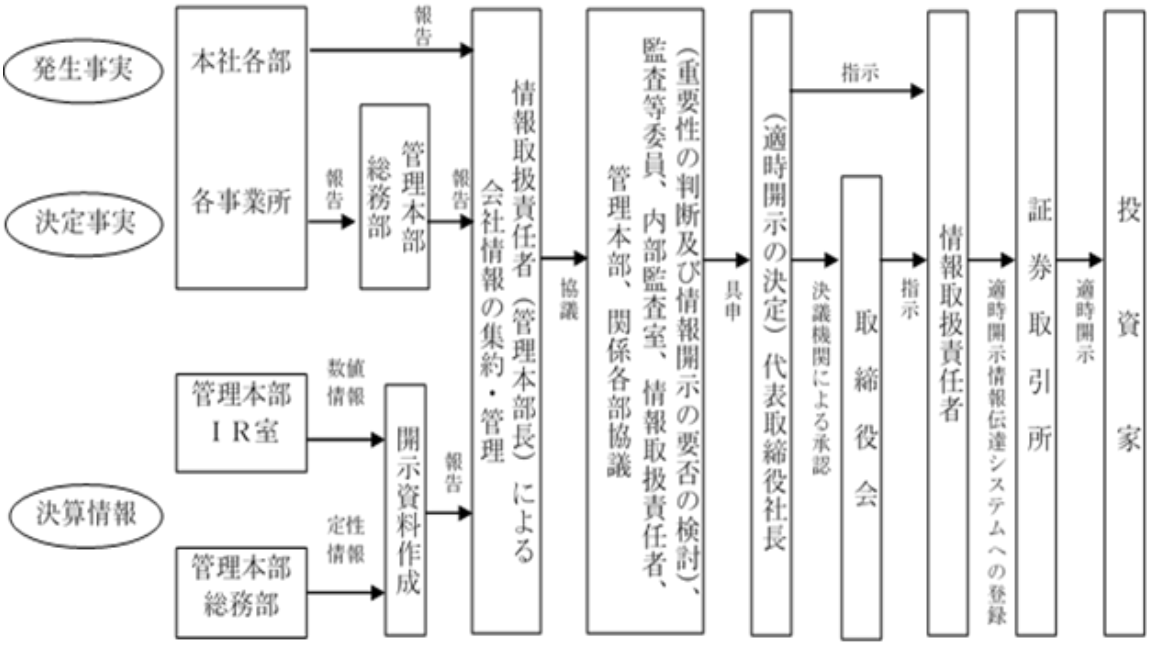
発生事実
決定事実
決算情報
本社各部
各事業所
管理本部
総務部
報告
報告
報告
管理本部
ＩＲ室
管理本部
総務部
数値情報
定性情報
開示資料作成
報告
情報取扱責任者（管理本部長）による
会社情報の集約・管理
協議
（重要性の判断及び情報開示の要否の検討）、
監査等委員、内部監査室、情報取扱責任者、
管理本部、関係各部協議
具申
（適時開示の決定）代表取締役社長
指示
決議機関による承認
取締役会
指示
情報取扱責任者
適時開示情報伝達システムへの登録
証券取引所
適時開示
投資家